

## 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業の人員及び設備に関する基準について

## (1) 人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	原則専らその職務に従事する常勤の者1名
福祉用具専門相談員 (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具専門相談員指定講習会を修了した者</li> <li>・介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士の資格を有する者</li> </ul>	常勤換算方法で2以上

※ 平成27年4月1日時点で介護職員養成研修修了者（介護職員初任者研修課程修了者（旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修1級課程又は2級課程修了者））である福祉用具専門員の助言を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、引き続き有効であるとの経過措置が取られています。（平成28年3月31日までの間に行うものに限る。）

## 【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

## (2) 設備に関する基準

設備	内容
事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画	<p>事務室…職員、設備備品が収容できる広さを確保すること</p> <p>相談室…2名以上で利用可能であり、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないようプライバシー保護に配慮したもので、利用者申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているものであること</p> <p>福祉用具貸与事業を行うために必要な設備、備品（机、いす、パソコン、鍵付き書庫等。）</p>
福祉用具の保管のために必要な設備及び器材	<p>清潔であること。</p> <p>既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を、保管室を別にするなどして、明確に区分することが可能であること。</p>
福祉用具の消毒のために必要な設備及び器材	<p>当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p>
<p>※保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合（委託）にあっては、設備又は器材を有しないことができます。</p>	